

# 健康起因事故防止対策検査助成金交付要綱

平成30年 3月27日 制定

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う交通事故防止対策事業の一環として、会員事業者には雇用されている運転者に対して、健康に起因する事故を防止するための検査（脳ドック・心臓ドック）の受診促進を図ることを目的とした助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 脳ドック・心臓ドックを受診したトラック運転者が在籍する会員事業者を対象とする。

2 助成対象となる運転者は、岡山県内の会員事業所に属する運転者とする。

## (助成対象検査)

第3条 脳疾患、心臓・血管疾患の早期発見を目的とする、別表に定める脳ドック・心臓ドックの検査項目をいずれも含むもの。

## (助成金の金額)

第4条 助成金額は、検査費用の1/2上限10,000円とする。

2 1名につき、当該年度1回とする。

## (助成対象期間)

第5条 当該年度4月1日から当該年度2月末までに脳ドック・心臓ドックを受診したものを対象とする。ただし、助成は申請順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

## (助成金の申請手続き)

第6条 助成を受けようとする会員事業者は、次の書類を当該年度2月末までに協会へ提出するものとする。

- (1) 健康起因事故防止対策検査受診料助成金交付申請書（様式1号）
- (2) 健康起因事故防止対策検査受診者名簿（様式2号）
- (3) 受診日、受診者数及び検査種類が記載された検査医療機関発行の請求書の写及び領収書の写（会員事業者あてのものに限る。）

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは会員事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(別表)

助成対象検査

ドックの種類	検査項目
脳ドック	(1) MRI検査 (2) MRA検査
心臓ドック	(1) 心臓超音波検査 (2) 3D-CT検査

[注] 各ドックの検査項目は、(1)と(2)いずれも受診した場合に限ります。